

○訪問介護費

サービスの種類	サービス時間	単位数
身体介護が中心の場合	20分未満	163
	20分以上30分未満	244
	30分以上1時間未満	387
	1時間以上 1時間30分未満	567
	以後30分超過につき	82
身体介護に引き続き生活支援を行う場合	20分以上	65
	45分以上	130
	70分以上	195
生活援助が中心の場合	20分以上45分未満	179
	45分以上	22
初回加算		200
緊急時対応加算		100
生活機能向上連携加算		100
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）		月合計の単位数×22.4%

○第一号訪問事業費（事業対象者、要支援1、2）

サービスの種類	サービス回数	単位数	
訪問型独自サービス1 1	週1回程度	1176	1月につき
訪問型独自サービス1 2	週2回程度	2349	〃
訪問型独自サービス1 3	週2回を超える程度	3727	〃
訪問型独自サービス2 1	標準的な内容	287	1回につき
訪問型独自サービス2 2	生活援助が中心	20分以45分 179	〃
訪問型独自サービス2 3		45分以上 220	〃
訪問型短時間サービス	短時間の身体介護	163	〃
訪問型サービス初回加算		200	1月につき
訪問型サービス処遇改善加算（Ⅱ）		22.4%	〃

※利用料に地域区分加算（7級地）10.21円が加算されます。

※一定以上の所得のある方はサービスを利用した時の負担割合が変わることがあります。

※第一号訪問事業費については保険者により異なる場合があります。

○交通費 通常のサービス提供地域を越えて行う指定訪問介護及び指定第一号訪問介護に要した交通費は、その実費を請求します。

○買物、薬の受取り、クリーニング店への洗濯物の出し入れなど、訪問介護員が公共交通機関及び自動車を利用してサービスを行ったとき、公共機関を利用した場合は実費、自動車を使用し町外に移動した場合は、1回につき100円、交通費を請求します。